

Kudo Project “Swing-by” Seminar

工藤寿年講師監修「テキスト・問題集」はKudo Project “Swing-by” Seminar 生限定の教材です!

新・年金法テキスト “CONTRAST”

コントラスト

年金CONTRAST ストラクチャー (Structure) 編・メインフレーム (Mainframe) 編 使用教材
カラーテキストは、年金CONTRASTストラクチャー編・メインフレーム編のみとなります。

カラーテキストで!

国民年金法・厚生年金保険法

左右対称で

「対比」しながら学習

新・年金法テキスト“CONTRAST”で学習すると
混乱しがちな支給要件も

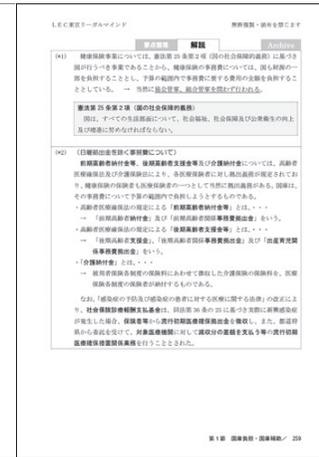
- ✓ 知識を整理 をしながら理解ができる!
- ✓ 同じと違う が一目瞭然!
- ✓ 年金2法を得点源に!

Maintext Authentic

メインテキスト

オーセンティック

Tool box編・Swing-by編 使用教材



01 「タブ」で見やすいレイアウト

趣旨 → 条文の趣旨
 条文 → 条文
 要点整理 → 各条文の重要事項を項目ごとに要約
 解説 → 条文もしくは要点整理に(※解説)マークを挿入
 詳細な解説文で理解を深める
 特記事項 → 条文の論点をピックアップ
 Archive → 精選問題集 Archive でアウトプット

02 「重要キーワード」が見える化

各条文の重要キーワードは、太字で表示
 択一式もちろん選択式対策として論点をしっかり押さえられる。

03 最新の「改正法」に対応

工藤講師監修テキストならではの特長として最新の改正に対応。最新情報を講義!
 また、2022年向けから採用している過去の改正法もアイコンで表示。本試験に未出題の改正法も一目でわかる!

04 「豊富な図」で条文を視覚から理解

条文を分かりやすく分解・工藤講師オリジナルの「図」によりイメージで捉えさせ、理解・定着に繋げる。

社会保険労務士 新・年金法 One-stop Study Text **CONTRAST-2**

国民年金法

【要点整理】

(1) 基準障害による障害基礎年金 → 支給される (基本権は自動発生)
 基準障害による障害基礎年金は、次の①～③の要件を満たしたときに支給される。

①初診日要件 基準傷病に係る初診日において、次の(a)又は(b)のいずれかに該当したこと (※2)

(a) 被保険者であること
 (b) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること

②障害の状態 基準傷病に係る障害認定日以後、65歳に達する日の前日までの間において、初めて、**基準障害**と**他の障害**とを併合して障害等級**1級又は2級**に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったこと (※6)

③保険料納付要件 基準傷病に係る初診日の前日における保険料納付要件を満たしていること (※7)

【Point】

- ①の初診日要件及び③の保険料納付要件は、後発の傷病 (基準傷病) でみることとされ、その要件は障害厚生年金の支給要件の基本要件と同様である。 (※2)
- ②の障害の状態 (基準障害) に至る要件を覚えることが重要

《基準障害のイメージ》

この間で**基準障害**と**他の障害**を併合して、初めて1・2級に該当

初診日 障害認定日 65歳到達日の前日

(先発障害) (後発障害) 基準障害

(1・2級不該当) (1・2級該当) (基本権の発生) 請求 (支分後の請求) 翌月より支給

48 / 第2編 保険給付各論 第4章 障害給付

L・E・C 東京リーガルマインド 無断複製・頒布を禁じます

厚生年金保険法

【要点整理】

(1) 基準障害による障害厚生年金 → 支給される (基本権は自動発生)
 基準障害による障害厚生年金は、次の①～③の要件を満たしたときに支給される。

①初診日要件 基準傷病に係る初診日において被保険者であったこと

②障害の状態 基準傷病に係る障害認定日以後、65歳に達する日の前日までの間において、初めて、**基準障害**と**他の障害**とを併合して障害等級**1級又は2級**に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったこと

③保険料納付要件 基準傷病に係る初診日の前日における保険料納付要件を満たしていること

【Point】

- ①の初診日要件及び③の保険料納付要件は、後発の傷病 (基準傷病) でみることとされ、その要件は障害厚生年金の支給要件の基本要件と同じ。 (※2)
- ②の障害の状態 (基準障害) に至る要件を覚えることが重要

《基準障害のイメージ》

この間で**基準障害**と**他の障害**を併合して、初めて1・2級に該当

初診日 障害認定日 65歳到達日の前日

(先発障害) (後発障害) 基準障害

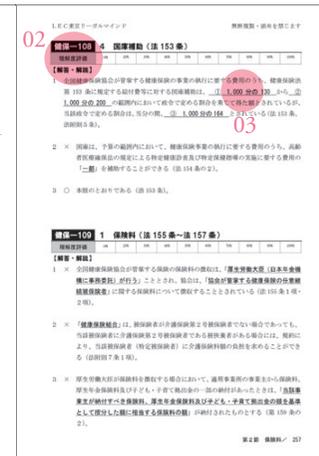
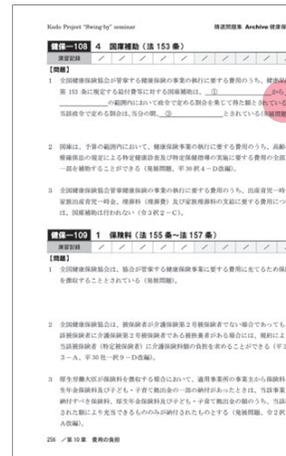
(1・2級不該当) (1・2級該当) (基本権の発生) 請求 (支分後の請求) 翌月より支給

第3編 障害認定の特例等 第2章 基準障害による障害年金 / 489

精選問題集 Archive

アーカイブ

自宅学習用 (復習) 教材 過去10年分+未来問



01 過去10年分+未来問で 処理能力UPの「発展問題」

過去問ばかりに傾倒しがちな受験生に前を向いてもらう意味を込め、過去問を踏まえた未来問 (発展問題) !
 今後の本試験における出題可能性、出題された場合の出題パターンを事前に予測した予想問題集。

02 Maintext Authentic (テキスト) とリンク

Maintext Authentic (テキスト) と項目番号がリンクし、【問題】と【解答・解説】が見開き表示で繰り返し復習する問題集だからこそ、使いやすさにごたわり。

03 記述式で解答力UP

択一式対策はもちろんのこと、選択式対策として、重要キーワードを記述式で出題。

工藤講師の受験生時代「合格への努力の証」

スイングイの如く、繰り返し演習が重要です。
 精選問題集「Archive」を繰り返しこらにより「本当の社会保険労務士試験の勉強の辛さ」を実感されるでしょう。しかしながら、この辛さを見事乗り越え「本当の社会保険労務士試験の勉強の楽しさ」を感じられた方は、社会保険労務士試験合格へ一歩大きく踏み出せることでしょう。

